



1. ブラジルM&Aの法務的観点～現場発の最新動向レポート(V)
2. 依然多くの大規模投資事業が見込まれる湾岸協力会議(GCC)諸国
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 主要国の経済指標

## 1. ブラジルM&Aの法務的観点～現場発の最新動向レポート(V)

### 「ブラジルM&A～クロージング及び買収後の留意事項」

全五回のレポートの最終回は、ブラジル M&A におけるクロージング及び買収後の留意事項について述べたい。  
またブラジル M&A を成功させる秘訣について最後に言及することとしたい。

#### (1)クロージングにおける留意点

M&A に関わる交渉の初期段階で締結する守秘義務契約・MOU(「覚書・基本合意」)に始まり、時には長く困難な Due Diligence(「監査」、以下同じ)及び契約条件交渉を経て締結された株式譲渡契約等の M&A 契約に基づき、実際に株式(持分)の売買等の取引を実行する手続きが「クロージング」である。

M&A 実務においては、クロージングは案件の終着点であり、且つ、これからの新たな企業経営の始発点となる節目を迎えることになる。

クロージングの段階においては、締結された M&A 契約上の誓約事項(義務)が全て履践されているか、表明保証に反する事象が現出していないか、クロージングまでに取得すべき許認可・内部手続等が遅滞なく済んでいるかといった点を確認し、M&A 契約において定める履行条件(クロージング条件)を満たす場合に、当該 M&A 契約に基づく取引が実行に移される。

ブラジル M&A において特に留意すべき点は、M&A 契約の締結からクロージングまでに、新たな訴訟が提起されたり、偶発債務が発見されたりすることが、特殊なケースではないことを理解しておくことである。

仮に、当初想定を相当程度上回る損害、企業価値の深刻な毀損が見込まれるような場合には、(重大な)表明保証違反等を理由として、クロージングしない(できない)という決断を選択する必要に迫られることもあることは留意しておくべきである。

クロージングとの関係で、法務的観点から主に留意すべき事項は、以下の通りである。

#### ①ブラジル独占禁止法上の事前審査(CADE Filing)

2012年5月に改正施行されたブラジル新独占禁止法(Lei nº 12.529, de 30 de Novembro de 2011)によれば、1)一方当事者の経済グループの前年度の年間粗利益が750百万リアルを超え、且つ、2)他方当事者経済グループの前年度の年間粗利益が75百万リアルを超える場合には、クロージング前に日本の公正取引委員会に相当する監

督官庁である経済擁護行政委員会(CADE: Conselho Administrativo de Defesa Econômica)の事前審査を受けなければならない。

かかる審査は、申請の受理から原則として最長 240 日で完了する(但し、取引当事者の請求により最長 60 日、CADE の決定により最長 90 日までの延長があり得る)ものとされている。

当該審査を経ずに実行された取引は無効であり、且つ、6 万~60 百万レアルの金銭的懲罰が課せられ得る。

したがって、上記基準に該当する場合には、当該審査完了までクロージング自体を待たなければならない。

当該独禁法審査の完了は、M&A 契約においてクロージングの条件として明記しておくと共に、クロージングに影響を与えることに鑑み、全体スケジュールリングを検討する際には特に留意しておくべき事項である。

実務的には、M&A を検討する比較的早期の段階で、当該独禁法審査の要否について、現地の法律事務所から意見書を取得するなどして備えておくことになる。

## ②ブラジル民法・会社法等で要求されるクロージング手続

対象会社の組織形態やストラクチャー(株式・持分譲渡、合併等)により、ブラジル民法・会社法で要求されるクロージングに必要な手続きが異なる。

一例を挙げると、Limitada の持分譲渡のケースでは、持分権者に関する事項の定款変更を行い、当該変更後の定款を商業登記所に登録する必要がある。

このようにクロージングにあたって、具体的にどのような手続きが必要になるかについては、現地法律事務所に予め確認すると共に、クロージングにおける義務として M&A 契約上に明記しておき、意図した取引の効力が間違いなく発生するようにしなければならない。

尚、ブラジル企業へ直接投資される外国資本は全て、「RDE-IED(外貨登録番号)」システムによりブラジル中央銀行に登録される必要があり、この関連でのクロージングにあたって意識しておくべき点を挙げておきたい。

ブラジルの外為管理法である「外貨基本法」及び関連政令によれば、外国からの出資金の登録(「外貨登録」)自体は、出資金送金を受取りブラジル・レアル転した時点から 30 日以内の事後に、ブラジル中銀のオンラインデータシステム(SISBACEN)を通じて申請すれば良いとされている。

しかし、出資者(外国法人)と出資を受けるブラジル企業は、この「外貨登録」に先立って、両者の企業登録番号をリンクさせる「外貨登録番号」を、ブラジル中銀に別途申請して予め取得しておかなければならない。

仮に「外貨登録番号」が資本金送金実行の段階において未取得であった場合、出資を受けるブラジル企業はこの外国からの資本金送金を受け取ることが出来ない。

したがって、クロージングまでに済ませておくべき事項と認識した上で、スケジュールリングしておく必要がある。

## (2)買収後の留意事項

他国と同様にブラジル M&A においても、M&A を本当の意味で成功させるには、迅速かつ円滑な「買収後の経営統合(Post Merger Integration)」の実現が重要である。

経営統合を実行するためには、子会社の統治(ガバナンス)体制、意思決定プロセス、情報系システムのリンク、人事交流等の多くの分野をカバーする必要がある。

但し、ブラジル企業と日本企業とでは、バックグラウンドとなる文化や制度が大きく異なるため、経営統合に向けた作業は、一筋縄では行かない困難なものとなる可能性があるとの覚悟を持って臨む必要がある。

本稿では、経営統合プロセスにおいて、法務上の観点から特に留意すべきと思われる事項を中心に概説する。

## ①企業統治

企業統治のための機関設計に当たっては、1)どのような機関(会議体)を設けるか、2)当該機関の決議事項及び決議要件をどうするか、といった仕組みを、経営効率等も勘案しながら検討していくことになる。

1)について、ブラジル法制上は、出資者による総会(持分権者集会、株主総会)に加え、取締役会、執行役員会等が検討対象となる会議体とされており、これらを踏まえてどのような機関設計とするかは、現地法律事務所のアドバイス等を得ながら決定し、株主間(持分権者間)契約等に盛り込んでいく必要がある。

買収後の企業統治については、株主間(持分権者間)契約等によって規律されるのが原則であるが、特に意思決定メカニズムを決めるにあたっては、ブラジル民法あるいはブラジル会社法で要求される総会決議要件について十分に理解しておく必要がある。

以下に主な決定事項毎の総会における決議要件を纏めておくので参照されたい。

(表: Limitada と S.A. の総会決議要件の差異)

	Limitada	S.A.
適用法令	ブラジル民法	ブラジル会社法
執行役の選任	(1)定款に記載を要する執行役員の場合 ①当該執行役員が持分権者でない場合で、 (i)全出資持分の払込未了の場合は全持分権者の同意、(ii)全出資持分が払込済の場合は全出資持分の3分の2以上の賛成 ②当該執行役員が持分権者である場合は全出資持分の過半数の賛成 (2)定款に記載を要する執行役員の場合、定款変更の要件と同様。	出席株主の過半数 (但し、定款で要件加重可)
執行役員の解任	(1)定款に記載を要しない執行役員の場合 は、全出資持分の過半数 (2)定款に記載を要する執行役員の場合 は、全出資持分の3分の2以上の賛成(但し、定款で要件加重可)	出席株主の過半数 (但し、定款で要件加重可)
執行役員の報酬	定款に記載されない執行役員の場合、全出資持分の過半数	出席株主の過半数 (但し、定款で要件加重可)
定款変更(増資、事業目的の変更等)	全出資持分の4分の3以上の賛成 (但し、異なる決議要件を前提とする事項については除く)	原則、出席株主の過半数(但し、第1回招集時には、3分の2以上の議決権株主の出席が必要であり、第2回招集時には当該制限はない。)事業目的又は強制配当率の変更については、総株主の議決権の過半数(但し、定款で要件加重可)
合併、分割、清算	全出資持分の4分の3以上の賛成 (但し、異なる決議要件を前提とする事項については除く)	総株主の議決権の過半数 (但し、定款で要件加重可)
清算人の選任・解任	出席持分権者の過半数 (但し、定款で要件加重可)	総株主の議決権の過半数 (但し、定款で要件加重可)
法的倒産手続の申立	全出資持分の過半数 (但し、定款で要件加重可)	出席株主の過半数 (但し、定款で要件加重可)
組織形態の変更	全出資持分権者の同意 (但し、定款で要件の変更可)	全株主の同意 (但し、定款で要件の変更可)

## ②労務問題

### (a)外国人労働者に関する規制

ブラジル統一労働法第 354 条は、3 名以上の従業員を雇用するブラジル現地法人は、3 分の 2 以上のブラジル人を雇用しなければならないと定め、加えて給与総額の 3 分の 2 以上は、かかるブラジル人従業員に支払われなければならない(併せて「3 分の 2 ルール」と呼ぶ)としている。

雇用契約に基づき短期滞在査証(VISA)を請求する場合、ブラジル現地法人は「3 分の 2 ルール」を遵守していることを証明する責任があり、これを証明できない場合には新たな短期滞在査証の発行が制約される等の行政上の処分を受ける可能性がある点には留意が必要である。

一方で、ブラジル M&A で支配下に置いたブラジル企業において、ブラジル人以外の外国人労働者を上記の「従業員」として雇う場合には、別途留意すべき事項がある。

ブラジル労働法上の保護条項から、同種業務に従事するブラジル人と外国人従業員(除く役員や専門的技術者)の給与は均一とされるため、会社都合で特定のブラジル人従業員の解雇が必要になった場合、「3 分の 2 ルール」を遵守するために、同種業務に従事する外国人従業員も併せ解雇する必要が生じるとの解釈が導かれる。

### (b)労働訴訟リスク

ブラジル労働法上認められる広範な被雇用者の基本的権利に加え、被雇用者は雇用に関していかなる理由(会社の業績不振による不利益変更を含む)でも労働訴訟を提起することが出来るとされており、且つ労働裁判提起前の和解やその他の合意も効力を失う。(裁判により覆る)

一方で、労働者が敗訴した場合の訴訟手数料免除制度に加え、労働弁護士が成功報酬受任で裁判を遂行することが半ば慣習化しており、労働者が訴訟という手段に踏み切る際の経済的ハードルは低いという特徴がある。

以上の理由からブラジルでは、解雇又は退職後に労働訴訟を提起するケースが常態化している。

また、投資対象会社が相当多数の労働訴訟の被告となっているケースもしばしばみられ、ブラジル M&A において Due Diligence における精査及びリスク評価が重要である点は、過去のレポートで既に述べた通りである。

### (c)自社以外の労働債務を負うリスク

「Economic Group 理論(注)」により、ブラジル現地法人が自社以外の労働債務についても責任を負わされるリスクがあることは、Due Diligence プロセスの解説で述べた通りである。

**(注)**“同一経済グループ”に属する企業は、個別に且つ共同して、グループの被雇用者に対する義務を履行する責任があるとする理論。“同一経済グループ企業”とは、単独又は複数の企業が他の企業の直接の支配又は経営の下にある場合の全当事者企業。

### (d)現地法人及び役員等の国内銀行口座凍結リスク

労働債務(及び租税債務)の支払いができない場合、管轄当局により当該現地法人及び役員等のブラジル国内銀行口座が全て凍結されるリスクがある。

通常は、訴訟により当該凍結処置は解除され得るが、裁判所が解除決定するまでの一定期間、ブラジル国内の銀行口座を利用出来ない事態が想定されるので、かかる事態を避けるべく留意するべきである。

### (e)現地法人の労務管理改善の必要性

従業員就業規則の制定はブラジルにおいては法的義務ではないが、職務規律の明確化及び紛争予防のため、現地弁護士や労務カウンセラー等と協議の上、適切な就業規則をポルトガル語にて作成し、被雇用者に周知徹底させ

ておくことが推奨される。

また、雇用契約の書面化は法的義務ではないが、同様に書面化して権利関係を具体化・明確化しておくことが強く推奨されるが、何れも経営統合を進める上での付随的追加費用要因となる。

### ③税務問題

ブラジルの複雑かつ広範な徴税制度もブラジル現地法人の運営上の大きな悩みの種となる。

詳述は避けるが、ブラジルでは、多数の連邦税、州税、市町村税が定められており、その規定は広範かつ複雑であり改正も頻繁であることから、現地の税務専門アドバイザーの協力を得ながら税務対策を講じる必要がある。

### ④ブラジル腐敗防止法

2013年8月1日、ブラジル腐敗防止法(Lei nº 12.846, de 1 de Agosto de 2013)が大統領に承認され、2014年1月末頃に正式施行される予定である。

同法は、ブラジル国内外の公務員(外国公務員を含む)に対する贈賄等の不正行為を行ったものは、無過失でも処罰出来るとする厳格責任を定めており、企業形態を問わずあらゆる企業体が処罰の対象となる。

違反した場合の民事上の制裁金は、当局の手続が開始された年の前会計年度における違反行為者の総収入額の0.1%から20%(但し、総収入額の算定が困難な場合には6千レアルから60百万レアルの範囲で算定される。)と、かなりの高額になる可能性があり、同法に抵触する行為を行った企業は、かかる高額制裁金を課される経済的リスクと、当該違反行為が公表されることによるレピュテーションリスクを抱えることになる。

また違反行為を行った企業体のみならず、その親会社、子会社及び関係会社等のグループ企業も制裁金及び損害賠償につき連帯責任を負う可能性があり、更には、当該違反企業を買収した企業もかかる責任を(一定の制限あるものの)承継することとなる点には、重大な注意を払わなければならない。

尚、本法第7条によれば、違反企業への罰則の適用にあたり、当該企業がコンプライアンス・プログラムを導入していたかどうかが考慮されるため、M&Aで支配下においた現地法人に、本法に適合したコンプライアンス・プログラムを策定・導入した上で、当該プログラムを徹底させるための研修及び監査を行う等、法令遵守のための仕組みを構築しておくことの重要性が今後増すものと考えられる。

本法施行後は、Due Diligenceのプロセスにおいて、上記の観点からかかる不正行為有無の精査が重要項目になると思われる点は、過去の弊レポートで述べた通りである。

### (3)ブラジル M&A 成功の秘訣

M&Aを評価する場合の「成功」とは、単にM&Aの交渉と手続きが予定通りクロージングしたことを指すのではなく、M&A後に経営統合した企業が、期待通り若しくはそれ以上に利益を計上し、M&Aで支払った対価以上の企業価値を創造することが継続的に出来ている状態を指すものとする。

その意味で、ブラジル M&A を成功させるための秘訣は、ある意味当たり前ではあるが、長期的視野でしっかりと異文化間の融合を図っていくことであるとする。

クロージング後には、企業統治、労務管理、コンプライアンス等の場面で様々なルールを構築していくことになるが、法制度を含め、文化や習慣の違いを相互に理解した上で、持続的かつ遵守可能な適切なルールを生み出していくことが、ブラジル M&A の次なるステップとなる。

ここで初回レポート(2013年9月13日号)の繰り返しになるが、Pinheiro Neto Advogadosの現執行パートナーであるAlexandre Bertoldi 弁護士が、「ブラジルに進出した日本企業は、進出後も数十年に亘って経営を継続・発展させる等、ブラジル経済の発展に多大な貢献をしていると高い評価を得ており、ブラジル人は非常に高い信頼を日本人に寄せている。」とブラジル人が日本企業の進出を肯定的に受け止めてくれていることを、今一度記しておきたい。

ブラジルでは、日系人移民が永年ブラジル社会で信頼を築き、社会的に重要な地位を占めるようになった歴史なども相俟って、日本の歴史、テクノロジー、国民性に加え、日本食や日本文学といった日本文化に対し、非常に好意的な、ある意味で畏敬に近い感覚をブラジル人が有していることを自身の肌身でも感じた。

これら日本に対するポジティブな印象が、ブラジル法制度の難解さや買収後の経営統合の難しさなどの障害を越えて、日本企業のブラジル M&A を最終的に「成功」に導くと信じている。

#### (4)最後に

以上5回に亘り、ブラジル M&A 概要について、現場経験を基に法務の観点から留意すべき事項などを述べてきた。

勿論これで、ブラジル M&A の全ての論点を網羅した訳ではないが、ブラジルで M&A 案件を遂行する上で留意すべき、大多数の日系企業が一般的に直面すると思われる主要な論点については、ほぼ一通り概観したつもりである。

実際に M&A 案件を進める上では、これまでのレポートで述べたこと以外にも、多種多様で未知の問題に直面するという、非常に困難な場面も想定される。

そのような難しい局面においても、現地法律事務所等専門家のアドバイスを得ながら、都度適切な状況判断を下し、経済合理性のある限りにおいて、最後まで諦めずにクロージングに向かう「情熱」が、ブラジル M&A では最も重要であると感じている。(了)

(記事提供:西村あさひ法律事務所、弁護士 田中 研也)

日本最大の同法律事務所にて国内外のM&A及び事業再生案件に従事。三井物産法務部、NYのSullivan & Cromwell法律事務所、ブラジルPinheiro Neto法律事務所にて各1年、ブラジルを中心とした米州関連案件を担当。本年9月より事務所(東京)勤務再開。

## 2. 依然多くの大規模投資事業が見込まれる湾岸協力会議(GCC)諸国

はじめに

GCC 諸国では、依然数多くの大規模投資事業が実施されている。

2012年のGCC各国政府による総投資事業額は約1,120億ドルと、GCCの国内総生産(GDP)総額の7.1%を記録した。その中でも増えているのが鉄道事業である。

主要都市が交通渋滞という課題を抱えている他、海岸沿いに点在する経済拠点(ハブ)を連結したいとの思いが強いためである。

サウジアラビアをはじめとするGCC諸国では、依然数多くの大規模投資事業が実施されている。

2012年のGCC各国政府による総投資事業額は約1,120億ドル(約11兆2000億円)と、GCCのGDP総額の7.1%を記録した。

カタール・ナショナル銀行グループは、GCC政府が行う大規模投資事業は、2013年に入っても数多く実施されており、GCCのGDP総額の8.2%に達すると推計している。

ただし、ここで挙げた大規模投資事業はGCC政府が行う事業だけであり、例えば、クウェートのアル・ズール北部発電所事業のようなGCC各国政府と民間企業が連携して進める官民連携(Public-Private Partnership:PPP)方式の事業や、民間企業が独自に資金調達して進める事業は含まれていない。

多くのインフラ関連事業の拡大・再整備が必要なGCC諸国は、最近では長期経済計画や中期経済計画を策定し、政府主導の大規模投資事業の着実な実施を目指している。

前者では「アブダビ経済ビジョン2030年」が有名であるし、後者では「カタール国家開発戦略(QNDS)2011-2016年」がよく知られている。

GCC諸国の中でも政府主導の大規模事業が各国のGDPと比較して最も高いのが、サウジアラビアとオマーンで、いずれも9.8%に達している。

他方、民間企業やPPPにより投資事業を進めることの多いアラブ首長国連邦(UAE)の同比率は2.1%と、GCC6カ国で最も低くなっている。

クウェートの同比率も3.5%と相対的に低い。

同国も2010~2014年までの開発5カ年計画があるのだが、これまで野党が多数を占めてきた議会による厳しい審査により、多くの事業に手が付けられないまま今日を迎えてきたからである。

ただし、最近になり「シェイク・ジャービル橋」事業、「クウェート湾」事業といった大型案件の発注が始まっているので、そう遠くない将来に同比率も上昇することになるだろう。

GCC政府が行う投資事業の中でも増えているのが、カタールの首都ドーハ、220億ドル(2兆2000億円)に上るサウジアラビアの首都リヤドでのメトロ建設事業や、総投資額が2,000億ドル(20兆円)超となるとの見通しの鉄道事業である。

GCC諸国において鉄道事業が盛んなのは、主要都市が交通渋滞という課題を抱えている他、湾岸側や紅海側に点在する経済拠点(ハブ)を連結したいとの思いが強いためである。

ただし、GCC 諸国では、交通渋滞の緩和や都市間・国家間の移動の利便性向上を目指した道路・橋の開発事業も巨額である。

ちなみに、GCC6 カ国の現時点での道路・橋の開発事業だけでも 1,090 億ドル(10 兆 9000 億円)に達する。

なお、これらの事業の約 4 分の 3 は UAE、カタール、サウジアラビアの 3 カ国で実施されるものである。

ちなみに、UAE だけで 580 億ドル(5 兆 8000 億円)に上る道路・橋の開発事業が予定されている。

これらに加えて GCC 諸国では、発電事業、海水淡水化事業、さらには学校、病院、住宅といった社会インフラ投資事業への需要も根強い。

一例としてサウジアラビアを挙げれば、今から 2 年前の 2011 年に住宅だけで 670 億ドル(6 兆 7000 億円)を投資することを発表している。

(2013 年 9 月 29 日作成)

(記事提供:株式会社インスペックス 特別顧問 畑中 美樹)



### 3. 政治・経済・産業トピックス

#### 【政治・経済】

##### ■ (メキシコ)ー第3四半期実質 GDP 成長率が 1.3%増(前年同期比)に低下

11月21日、国立統計地理情報庁発表。今年第3四半期(7~9月期)の実質 GDP(国内総生産)成長率は、前年同期比 1.3%となり、第2四半期の同 1.6%増(改訂値)から小幅低下した。メキシコ中銀は今年これまでに3回の利下げを実施して景気の下支えを図ってきた

##### ■ (南アフリカ)ー第3四半期実質 GDP 成長率が 0.7%増(前期比)に低下、自動車部門を中心にストが影響

11月26日、南アフリカ統計局発表。今年第3四半期(7~9月期)の実質 GDP(国内総生産)成長率は、前期比 0.7%増(年率)となり、第2四半期の同 3.2%増から大きく低下。相次ぐ賃上げストが自動車部門の生産活動に影響を与えたことなどから、製造業部門の伸びが 6.6%のマイナスとなったことが響いた。

##### ■ (ブラジル)ー中銀が 50BP の利上げを決定、年率 10%に、インフレ抑制と自国通貨防衛の狙いも

11月27日、ブラジル中央銀行発表。金融政策決定会合で政策金利の 0.5%引上げ、年率 10%とすることを決定。利上げの背景にはインフレ抑制と自国通貨リアル安回避の思惑があるとされる。国内インフレ指数の広範囲消費者物価指数(IPCA)は、直近で昨年12月以来の低水準となる 5.78%を記録、政府目標(4.5%から上下 2%幅)上限を下回る水準にある。然し乍ら、足許で食料品やガソリン価格の値上げ観測が高まっており、今回の利上げは、中銀のインフレ警戒スタンスが緩んでいないことを示したと受け止められている。

##### ■ (ブラジル)ー第3四半期実質 GDP 成長率がマイナス 0.5%(前期比)に低下、設備投資不振を受け

12月3日、ブラジル国家統計院(IBGE)発表。第3四半期の実質国内総生産(GDP)は前期比 0.5%減と市場予想を下回りマイナスとなった。マイナス成長はリーマンショック直後の 2009年初以来。国内資産形成(設備投資)の伸びが前期比 2.2%減と大きく落ち込み、全体に影響した模様。

#### 【制度・規制】

##### ■ (ロシア)ー自動車リサイクル制度を巡り、日・EU の要請で WTO にパネル設置

11月25日、世界貿易機関(WTO)発表。ロシア輸入車に課せられる「自動車リサイクル税」に関する紛争処理小委員会(パネル)が、日本と欧州連合(EU)の要請に基き設置された。ロシアでは 2012年9月に輸入車を対象とした「自動車リサイクル制度」をスタートし新税を導入していたが、国産車の免税規定が実質的な内外格差を生んでおり、WTO 協定に違反しているとして日欧が 2013年7月に提訴していた。

##### ■ (アフリカ)ー東アフリカ共同体 5カ国が通貨同盟設立に向け協定を締結、共通観光ビザの発給も視野に

11月30日、東アフリカ共同体(EAC)を構成するケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジの5カ国首脳が、通貨同盟設立に向けた協定に調印した。既に EAC は共同市場と関税同盟をスタートさせている。ケニア、ウガンダ、ルワンダの3カ国で来年1月にスタートする共通観光ビザも5カ国に拡大する予定。今後は、共通単一通貨や統一中央銀行の創設、及び金融政策の統合などの検討を進める予定。

## 4. 主要国の経済指標

米 国	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	2.8	1.1	2.5	2.8				季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	2.1	1.5	1.8		1.2	1.0		消費者物価指数(CPI)、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	-5,346	-1,236	-1,178		-418			国際収支ベース
経常収支	億ドル	-4,404	-1,048	-989					
政策金利	%	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	FF金利誘導目標
外国為替相場	対円	86.38	94.09	99.25	98.13	98.13	98.27	102.43	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価		13,104.14	14,578.54	14,909.60	15,129.67	15,129.67	15,545.75	16,086.41	NYダウ工業株30種、各期末日レート
失業率	%	8.0	7.6	7.6	7.2	7.2	7.3		2012年=年間平均値、Qは各期末月

(出所:米商務省、米労働省、連邦準備理事会など)

EU	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	-0.4	-0.1	0.3	0.1				EU28カ国、季節調整済み、前期比
インフレ率	%	2.6	1.7	1.6		1.3	0.7	0.9	消費者物価指数(CPI)、EU28カ国、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ユーロ	1,042	391	437		131			ユーロ圏17カ国
経常収支	億ユーロ	1,108	325	537					ユーロ圏17カ国
政策金利	%	0.75	0.75	0.50	0.50	0.50	0.50	0.25	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.3217	1.2823	1.3000	1.3535	1.3535	1.3593	1.361	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ユーロ	2,635.93	2,624.02	2,602.59	2,893.15	2,893.15	3,067.95	3,086.64	ユーロ・ストック50指数、各期末日レート
失業率	%	11.4	12.1	12.1	12.2	12.2	12.1		ユーロ圏17カ国、2012年=年間平均値、Qは各期末月

(出所:EUROSTAT、ECBなど)

ブラジル	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	0.9	1.9	3.3	2.2				前年同期比
インフレ率	%	5.40	6.60	6.70		5.86	5.84	5.78	拡大消費者物価指数(IPCA)、前年同月比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	195	-52	21	15	22	-2		
経常収支	億ドル	-542	-248	-185	-171	-26	-71		
政策金利	%	7.25	7.25	8.00	9.00	9.00	9.50	10.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	2.0479	2.0185	2.2087	2.2246	2.2246	2.2219	2.3350	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リアル	60,952.08	56,352.09	47,457.13	52,338.19	52,338.19	54,256.20	52,482.49	ボヘスバ指数、各期末日終値レート
失業率	%	5.5	5.7	6.0	5.4	5.4	5.2		2012年=年間平均値、Qは各期末月

(出所:地理統計院(IBGE)、ブラジル中銀など)

トルコ	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	2.2	3.0	4.4					前年同期比
インフレ率	%	6.2	7.3	8.3		7.9	7.7	7.3	消費者物価指数(CPI)、前年同期比、各期末月
貿易収支	億ドル	-657	-217	-288		-75			
経常収支	億ドル	-475	-159	-204					
政策金利	%	5.50	5.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.7862	1.8102	1.9305	2.0207	2.0207	1.9952	2.0223	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リラ	78,208.44	85,898.99	76,294.51	74,486.56	74,486.56	77,620.37	75,748.27	イスタンブールナショナル100種、各期末日レート
失業率	%	9.5	9.4	8.8					各期末日レート

(出所:トルコ中銀など)

ロシア	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	3.4	1.6	1.2	1.2	1.0	1.4		前年同期比
インフレ率	%	5.1	7.1	6.9		6.1	6.3		前年同期比、期中平均、2013/2Qは期末月
貿易収支	億ドル	1,923	487	429		157			
経常収支	億ドル	714	251	34					
政策金利	%	8.25	8.25	8.25	5.5	5.5	5.5	5.5	各期末日レート(2013年9月より、リファイナンス金利から1週間物入札レボ金利に変更)
外国為替相場	対ドル	30.5000	31.0830	32.8160	32.3800	32.3800	32.0870	33.0940	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ルーブル	1474.72	1438.57	1330.46	1462.82	1462.82	1,510.21	1,479.35	MICEX指数、各期末日レート
失業率	%	5.7	5.7	5.4	5.3	5.3	5.5		2012年=年間平均値、Qは各期末月

(出所:ロシア中銀など)

南アフリカ	単 位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備 考
実質GDP成長率	%	2.5	0.9	3.0	0.7				季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	5.6	5.9	5.5	6.0	6.0	5.5		2012年=年平均、Qは各期末月の前年同期比
貿易収支	億ランド	-755	-275	-204		-189	-124		
経常収支	億ランド	-1,976	-544	-547					
政策金利	%	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	8.4733	9.2045	9.9249	10.0500	10.0500	10.0310	10.1820	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ランド	34,795.50	35,259.10	35,051.49	39,449.84	39,449.84	40,658.55	40,169.32	FTSE/JSEアフリカトップ40指数、各期末日レート
失業率	%	24.9	25.2	25.6	24.7				四半期毎の発表、2012は第4四半期、各期末日レート

(出所:南ア準備銀行など)

(注) 過去2週間以内に更新された指標など。

(作成日:2013年12月3日)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室  
(照会先) 片倉 寧史  
(e-mail): [yasushi\\_katakura@mufj.jp](mailto:yasushi_katakura@mufj.jp)